

まちづくりセンターなどの使用が有料になります

受益者負担を原則として、施設ごとに公共施設の使用料を設定しています。受益者負担の公平性や施設の有効活用などの観点から、現在無料となっていた公共施設を対象に、新たに負担を求めることについて整理・検討を行いました。その結果、次の施設については、令和7年4月1日から会議室などの使用が有料になります。

問合せ

まちづくり課

☎(55)2705 FAX(55)6663

E si-machi@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士山かぐや姫ミュージアム

☎(21)3380 FAX(21)3368

E museum@div.city.fuji.shizuoka.jp

地区まちづくりセンター

富士山かぐや姫ミュージアム

使用料

※使用料は部屋の大きさや種類で異なります。

	使用時間	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~21:15
	部屋面積			
会議室	50㎡まで	380円	530円	610円
	50~100㎡	850円	1,190円	1,360円
	100~150㎡	1,430円	2,000円	2,280円
	150㎡以上	2,000円	2,810円	3,210円
和室		460円	650円	740円
調理実習室		630円	880円	1,010円

使用料の減免

地区まちづくりセンターの設置目的である地域貢献活動または会員を広く募集している団体が使用する場合は、使用料が全額減免となります。

減免される団体（活動内容による）

- ・地区まちづくり協議会及び地区団体
- ・市が育成・奨励などをする団体
- ・地域貢献性のある自主グループ
- ・公開性のある自主グループ

右記団体以外でも、活動内容によっては減免となる場合があります。

詳しくは、今年度各地区まちづくりセンターで開催する利用団体説明会で案内します。

使用できる団体の拡大

企業など営利を目的とした団体についても直接的な営利や宣伝にあたる活動を行わない場合は使用できるようになります。

なお、減免される団体と予約方法などが異なります。詳しくは、市ウェブ 사이트やチラシで案内します。

使用料

※付属施設の工芸室（陶芸室及び染色室）と実習室が対象です。

使用区分	使用時間	9:00 ~12:00	13:00 ~16:00	18:00 ~21:00
工芸室		500円	500円	500円
実習室		300円	300円	

使用料の減免

博物館の設置目的である教育、学術及び文化の発展に寄与する活動かつ公益的な活動として使用する場合は、使用料が全額減免となります。

減免される団体（活動内容による）

- ・市が育成・奨励などをする団体
- ・地域貢献性があり、公開性のある自主グループ

右記団体以外でも、活動内容によっては減免となる場合があります。

詳しくは、今年度開催する利用団体説明会で案内します。

使用の拡大に向けて

市外の団体でも使いやすいよう、システムでの予約を可能にするなど、使用の拡大を図ります。

詳しくは、富士山かぐや姫ミュージアムウェブサイトやチラシで案内します。



▲減免、使用できる団体の詳細はこちら



▲各地区まちづくりセンターの詳細な料金はこちら



◀詳しくはこちら